

令和4年3月25日

会員各位

公益財団法人日本バドミントン協会

会長 関根 義雄

平素より本会運営事業・活動に対しましてご理解ご支援を賜り心より感謝申し上げます。

本日、下記内容につき記者会見での公表に至りました。

スポーツ庁からの新ガバナンスコードと強化指示の下、過去の案件ではありますが、公益財団法人としての社会性を鑑み、加えて会員、ステークホルダー等への影響を考慮し、JOCからのアドバイスも頂いた結果です。会員の皆様にはご心配をおかけする事を深くお詫び申し上げ公表させていただきます。

これは昨年、令和3年10月末に「申出書」により、JOCより下記2件についての調査・報告依頼を受け、本会として初めて把握する事となった案件です。

直ちに、外部弁護士を含む第三者調査委員会を設置し、3回の委員会を通じ関係者へのヒアリング、資料調査等を実施し、11月末に、JOCに調査報告書を提出しております。

I. 国庫補助事業・日韓高校交流事業における不正申請と指摘を受けた案件

2019年11月実施、申請手続きを経て、2020年6月に委託金交付済み

対象金額 約23万円

■当時の事務長（補助金担当者）が、間違った解釈ミスをし、補助金の一部（約23万円）で誤った申請手続きがすすみ、JOCより委託金交付がなされました。しかし、最終の精算処理についてはJOCからの指示を待っている状況です。

II. 元職員による公金私的流用案件

2018年10月～2019年3月 私的流用金額 約680万円

■当時の日本代表合宿時における一人当たりの負担金1万円や、国際大会での少額の獲得賞金額（現金）を本会が徴収していたものを、約半年の間、私的流用していたことが発覚。

2019年11月末の本会・理事会にて協議した結果、最終的に、理事、監事が私的流用分を元職員に貸付け、損失欠損分を回避したものです。公表を控えたのは、その当時の代表選手達、会員への影響、元職員への社会的立場・人権への配慮からです。

本件についての管理・監督責任として、専務理事、事務局長を減給処分としました。

新ガバナンスコードのもと、責任の所在と処理対応策を明確にしており、すでに内閣府に提出済みです。また、本日の発表内容に関し、本会は意図的に不正・隠蔽した事実もないことを改めて申し上げます。

そして、今後このようなことが二度と起きないように、I、IIともに、再発防止策に向けて、現金の取り扱いを全面的に禁止し、複数の会計担当者によるチェック体制や専務理事や事務局長による決済システム体制を徹底して参ります。さらに内部監査、外部監査などの監視・監督の取り組みも強化いたしました。

以上